

5 盛水建号外
令和6年2月5日

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社を有する「賃貸借—事務機器・OA機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので、関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知の上で見積されるよう通知します。

記

- 1 随意契約見積対象事項
件名 CAD用複写機賃貸借契約
品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
納入場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局水道建設課
- 2 契約期間
(自) 令和6年4月1日 (至) 令和11年3月31日
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- 3 契約条項を示す場所
盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局水道建設課
- 4 見積書提出の場所及び日時
(1) 日 時 令和6年2月20日(火) 9時00分から12時00分まで
(2) 場 所 盛岡市上下水道局水道建設課 執行即時開封
- 5 見積書の提出方法
見積書は4(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便又は電話による見積は認めない。
- 6 契約書作成の要否
要。賃貸借契約書による。
- 7 その他
(1) 見積回数
1回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
(2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし、契約期間に基づき契約期間に係る年額で作成すること。決定も契約期間に係る年額とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積。

(4) 契約条件

・本件は令和6年度を初年度とする長期継続契約につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日とする。

・次年度以降において盛岡市の支出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

・支払いは月ごととし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払いするものとする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年2月13日(火) 12時までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局水道建設課あて提出すること。回答は、見積参加希望業者にファックスで令和6年2月15日（木）までに回答する。